

(拡充)

公立高等学校奨学給付事業

1 事業目的

世帯の所得水準に応じた奨学のための給付金を支給し、全ての学ぶ意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担軽減を図る。

2 事業内容

(1) 支給要件

- 市町村民税所得割非課税世帯（特別支援学校高等部生徒を除く）
- 保護者、親権者等が広島県内に在住していること
- 就学支援金支給対象である学校（高等学校，中等教育学校後期課程，高等専門学校（1～3年生），専修学校高等課程等）に在学している者（広島県外を含む）
- 平成26年度入学者から学年進行で実施（H26：1年生 ⇒ H28：1～3年生）

(2) 支給額（国公立の高等学校等に在学する者）

○生活保護受給世帯	32,300円（年額）
○非課税世帯【通信制以外】（※第1子）	59,500円（年額）
○非課税世帯【通信制以外】（※第2子以降）	129,700円（年額）
○非課税世帯【通信制】	36,500円（年額）

※ 第1子：第1子の高校生等がいる世帯

第2子以降：23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯

≪拡充内容≫

非課税世帯【通信制以外】（第1子）における支給額の増額

37,400円 → 59,500円（22,100円増）

3 予算額

444,011千円（前年度 315,601千円）